



# 金 沢 市 公 報

号外第5号の4

平成29年(2017年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監 理 課) 6
○金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1	1	○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 6
○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 ( " ) 1	1	○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 7
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 2	2	○金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課) 7
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 3	3	○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (商業振興課) 8
○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 4	4	○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業振興課) 8
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 4	4	○金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉総務課) 8
○技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 5	5	○金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 (こども政策推進課) 9
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 5	5	○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども総合相談センター) 10

## 規 則

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第14号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「管理校務長 校務長」を「総括校舎管理長 校舎管理長」に改め、同項第3号中「主任」を「主任 主任校舎管理員」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 校舎管理員

第4条第2項ただし書中「職名」の次に「(校務技士及び校務士を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第15号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中「農業振興課」を「農業水産振興課」に、「リサイクル推進課  
ごみ減量化推進室」を「リサイクル推進課  
家庭ごみ減量化推進室」に、「環境指導課」を「環境指導課  
事業ごみ排出指導室」に、「規制指導担当者」を「指導担当者」に改める。

別表第2第2項の表作業服(上)の項中「分別指導担当者」を「分別推進担当者」に改め、同第2項の表作業服(下)の項中「分別指導担当者」を「分別推進担当者」に、「規制指導担当者」を「指導担当者」に改め、同第2項の表作業服(冬)(上、下)の項、作業服(夏)(上)の項及び作業服(夏)(下)の項中「分別指導担当者」を「分別推進担当者」に改め、同第2項の表防寒衣の項中「監理課」の次に「、文化スポーツ局」を加え、「農業振興課」を「農業水産振興課」に、「ごみ減量化推進室」を「家庭ごみ減量化推進室」に、「(規制指導担当者に限る。)」を「、事業ごみ排出指導室」に改め、同第2項の表雨衣の項及び安全長靴の項中「分別指導担当者」を「分別推進担当者」に改め、同第2項の表安全靴の項中「総務課」の次に「、文化スポーツ局」を加え、「農業振興課」を「農業水産振興課」に、「分別指導担当者」を「分別推進担当者」に、「規制指導担当者」を「指導担当者」に改め、同第2項の表ズックの項中「分別指導担当者」を「分別推進担当者」に改める。

別表第5第2項の表中「小動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に改める。

別表第6第2項の表中「農林局」を「農林水産局」に、「小動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に、

防寒長靴	1	緑共同調理場及び中央共同調理場に限る。	を
	2	給食配送校、小立野共同調理場、緑共同調理場及び中央共同調理場を除く。	
ズック	1	緑共同調理場及び中央共同調理場に限る。	に
	3	小立野共同調理場に限る。	
	1	小立野共同調理場を除く。	

防寒長靴	1	小立野共同調理場、緑共同調理場及び中央共同調理場に限る。	に
	1	給食配送校及び小立野共同調理場を除く。	
ズック	3	小立野共同調理場に限る。	に
	2	給食配送校及び小立野共同調理場を除く。	
	1	給食配送校に限る。	

改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(行政職給料表の9級の職員に相当する職員)

第3条の2 条例第11条第1項ただし書の市長が定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(行政職給料表の8級の職員に相当する職員)

第4条の2 条例第11条第3項の市長が定める職員は、医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものとする。

第19条の5第1号中「100分の180」を「100分の170」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の80」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 7 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第5条中「条例第12条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第50号）附則第3条の規定により読み替えられた条例第12条第1項」とする。
- 8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第50号）附則第3条第3項の規定により読み替えられた条例第11条第3項の市長が定める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
  - (2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

別表第2市長の事務部局の項中「局長 卸売市場長」を「局長」に、「中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 保健所次長」を「オリンピック関連事業推進室長 卸売市場長 保健所次長 会計課長」に、「課長 交流拠点都市推進室長 調査統計室長 交流戦略推進室長」を「課長（会計課長を除く。） 調査統計室長」に、「農業センター所長 近江町交流プラザ館長」を「金沢港活性化推進室長 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長」に、「こども総合相談センター所長 児童相談所長」を「こども総合相談センター所長」に、「食肉衛生検査所長」を「食肉衛生検査所長 家庭ごみ減量化推進室長」に、「金沢美術工芸大学建設準備室長 ICT推進室長」を「交流拠点都市推進室長 金沢美術工芸大学建設準備室長 ICT推進室長 交流戦略推進室長」に、「まちなかビジネス振興室長 金沢営業戦略室長 誘客推進室長」を「金沢営業戦略室長 誘客推進室長 地域コミュニティ活性化推進室長 近江町交流プラザ館長」に、「生活衛生室長」を「生活衛生室長 児童家庭相談室長」に、「ごみ減量化推進室長 環境エネルギーセンター所長」を「環境エネルギーセンター所長 事業ごみ排出指導室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「教育次長 担当局長」を「教育次長」に、「市立工業高等学校長 市立工業高等学校事務局長」を「金沢市立工業高等学校長 金沢市立工業高等学校事務局長」に、「図書館長」を「金沢海みらい図書館長」に、「市立工業高等学校副校長」を「金沢市立工業高等学校副校長」に、「市立工業高等学校教頭」を「金沢市立工業高等学校教頭」に、「市民交流施設整備室長 家庭教育振興室長」を「市民交流施設整備室長」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項中「2種」を「3種」に改める。

別表第3中「農業振興課」を「農業水産振興課」に、「及び環境指導課」を「環境指導課及び事業ごみ排出指導室」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「保育所長、担当所長補佐」の次に「、担当局長補佐」を加え、「技能長」を「管理技能長」に改め、「担当局長補佐」の次に「、館長補佐」を加え、「まちなかビジネス振興室長」を「金沢港活性化推進室長」に改め、「農業センター所長」の次に「、中央卸売市場事務局次長、公設花き地方卸売市場事務局長、地域コミュニティ活性化推進室長」を、「生活衛生室長」の次に「、児童家庭相談室長」を加え、「ごみ減量化推進室長、管理センター所長」を「家庭ごみ減量化推進室長、管理センター所長、事業ごみ排出指導室長」に改め、

7級	中央卸売市場事務局次長、公設花き地方卸売市場事務局長、こども総合相談センター所長、管理センター所長及び保健所次長の職務
8級	東京事務所長の職務
9級	卸売市場長の職務

を

7 級	東京事務所長、オリンピック関連事業推進室長、卸売市場長、こども総合相談センター所長及び保健所次長の職務	に
-----	---	---

改め、同アの表教育委員会の事務部局の項中「管理校務長」を「総括校舎管理長」に改め、「事務局長補佐」の次に「、担当事務局長補佐」を加え、「家庭教育振興室長」及び「、図書館長」を削り、

7 級	市立工業高等学校事務局長、主席指導主事及び主席管理主事の職務	を
8 級	教育プラザ総括施設長の職務	

7 級	金沢市立工業高等学校事務局長、金沢海みらい図書館長及び教育プラザ総括施設長の職務	に
-----	--	---

改め、同アの表選挙管理委員会の事務部局の項中

5 級	担当書記次長補佐の職務	を
6 級	書記次長の職務	
7 級	書記長の職務	

6 級	書記長及び書記次長の職務	に
-----	--------------	---

改め、同アの表監査委員の事務部局の項中

4 級	担当次長補佐の職務	を
7 級	事務局次長の職務	

6 級	事務局次長の職務	に
-----	----------	---

改め、同表ウの表を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第18号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3級の項中「主任及び」の次に「主任校舎管理員並びに」を加え、同表4級の項中「主任」の次に「及び主任校舎管理員」を加え、「用務長及び校務長」を「業務長、用務長、校舎管理長及び調理長」に、「主査及び」を「主査並びに」に改め、同表5級の項中「用務長、」の次に「校舎管理長」を加え、「主査及び」を「主査並びに」に改め、「主任」の次に「及び主任校舎管理員」を加え、「用務長及び校務長」を「業務長、用務長、校舎管理長及び調理長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第19号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年規則第68号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(平成28年改正条例附則第3条の規定が適用される間の読替え)

第11条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「条例第12条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第50号）附則第3条の規定により読み替えられた条例第12条第1項」とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第20号

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和60年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小動物管理センター」を「動物愛護管理センター」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第21号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「東京事務所」の次に「、オリンピック関連事業推進室」を加える。

第53条第1項中「又は国民健康保険法」を「国民健康保険法」に、「委託しよう」を「委託し、又は介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により保険料の収納の事務を私人に委託しよう」に改める。

第55条第3項中「いう。）」の次に「及び介護保険法第144条の2の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者（以下「保険料収納受託者」という。）」を加える。

第57条第1項第3号中「及び金沢市営総合プール」を削る。

第66条第2項第4号中「（平成9年法律第123号）」を削り、「及び高額医療合算介護予防サービス費」を「、高額医療合算介護予防サービス費、高額介護予防サービス費相当費及び高額医療合算介護予防サービス費相当費」に改め、「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による高額医療費」を削り、同項第7号中「補てん」を「補填」に改め、同条第3項第3号中「第8号」を「第9号」に、「第10号」を「第11号」に改め、同条第5項中「第4号」を「前項」に改める。

第70条第20号中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を削る。

第122条の2第1項中「徴収に関する事務」の次に「、保険料収納受託者に係る収納に関する事務」を加える。

別表第1甲表中 

農業振興課	農業振興課
	長

 を 

農業水産振	農業水産振
興課	興課長

 に改める。

別表第4中「農林局」を「農林水産局」に、「農業振興課長」を「農業水産振興課長」に改める。

別表第6備品、消耗品の部の表備品、消耗品の整理区分例示の表26の項中「及び100から199」を「、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZ」に、「及び200から299」を「、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZ」に、「及び300から399」を「、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZ」に、「及び600から699までに該当する車両並びに」を「、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまでに該当する車両並びに」に、「及び700から799までに該当する車両並びに」を「、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまでに該当する車両並びに」に、「及び800から899までに」

を「、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまでに」に、「まで(」を「までに該当する車両(」に、「9、90から99まで及び900から999」を「00Aから09Zまで、0A0から0Z9まで、0AAから0ZZまで、9、90から99まで、900から999まで、90Aから99Zまで、9A0から9Z9まで及び9AAから9ZZ」に、「グレーダー、ロータリー除雪車、ロードローラー等」を「ロード・ローラ、グレーダ、ロータリ除雪自動車等」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第6の改正規定 公布の日
  - (2) 第66条第3項第3号の改正規定 金沢市農業委員会条例及び金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第47号)の施行の日
- 2 この規則の施行の日前に支給の申請のあった年金生活者等支援臨時福祉給付金については、なお従前の例による。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第22号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改め、同項第10号中「コールセンター業務」を「受付及び電話案内業務」に改め、同項第17号中「委託契約」の次に「(第4号に掲げる契約を除く。)」を加える。

第25条の2第2号中「及び給食配送」を削り、同条第6号中「施設の警備(機械警備を除く。)に付随する使用料の徴収又は収納に関する」を「受付及び電話案内業務に係る」に改め、同条第7号中「コールセンター業務」を「データ入力業務」に改め、同条第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 機器の導入等に初期費用が必要となる契約のうち、複数年度にわたり契約を締結する必要がある委託契約(前各号に掲げる契約を除く。次条第13号において同じ。)
- (9) 次に掲げる長期継続契約に付随して契約を締結する必要がある委託契約
  - ア 施設の警備(機械警備を除く。)に関する委託契約
  - イ 例規システムの運用管理に関する委託契約
  - ウ 情報教育支援ソフトウェアに関する賃貸借契約

第25条の3第7号中「及び給食配送」を削り、同条第11号中「施設の警備(機械警備を除く。)に付随する使用料の徴収又は収納に関する」を「受付及び電話案内業務に係る」に改め、同条第12号中「コールセンター業務」を「データ入力業務」に改め、同条第13号中「埋立場埋立管理業務に係る」を「機器の導入等に初期費用が必要となる契約のうち、複数年度にわたり契約を締結する必要がある」に改め、同条第14号を次のように改める。

- (14) 前条第9号アからウまでに掲げる長期継続契約に付随して契約を締結する必要がある委託契約 当該長期継続契約が満了するまでの期間  
別表中「農林局長」を「農林水産局長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第23号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎5号の項を削り、同表東京公舎6号の項中「東京公舎6号」を「東京公舎5号」に、「23,490円」を「22,330円」に、「34,800円」を「33,060円」に改め、同表東京公舎7号の項中「東京公舎7号」を「東京公舎6号」に改め、同表金沢公舎2号の項中「32,038円」を「28,386円」に、「45,069円」を「40,919円」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項の表第8号の項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

第30号様式その2中「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に改める。

第35号様式その1ア（表）中

支 払 者 の 名 称	
-------------	--

を

支 払 者 の 名 称	
支 払 者 の 法 人 番 号	

に改め、同その1イ（表）中「上場株式等の配当」を「上場株式等の配

当等」に改め、同様式その3ア（表）中

支 払 者 の 名 称	
-------------	--

を

支 払 者 の 名 称	
支 払 者 の 法 人 番 号	

に改め、同その3イ（表）中「上場株式等の配当」を「上場株式等の配

当等」に改め、同様式その4イ中

支 払 者 の 名 称	
-------------	--

を

支 払 者 の 名 称	
支 払 者 の 法 人 番 号	

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第30号様式及び第35号様式は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市体育施設条例施行規則（平成20年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第2号ア中「、金沢市営総合プールの会議室」を削る。

別表金沢市営総合プールの項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「30分」を「50分」に改める。

第52条中「長さ77センチメートル以上」を「市長が別に定めるむち以外」に改める。

第56条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第56条の2 裁決委員は、第62条の3第3項の規定による着順確定前に、出走した馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該馬の騎手は落馬したものとする。

(1) 競走中、当該馬が転倒し、又は当該馬に騎乗する騎手の身体の一部が地面に触れたとき。

(2) 当該馬の鼻端が決勝線に到達した時に、当該馬に騎乗する騎手の身体が当該馬及び当該馬の装具のいずれからも離れていたとき。

2 騎手は、落馬した場合は、競走を継続してはならない。

第58条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(到達順位)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(決勝線に到達したとみなさない場合)

第58条の2 裁決委員は、第62条の3第3項の規定による着順確定前に、出走した馬につき、騎手が落馬した場合又は裁決委員が当該馬について競走の継続が困難であると認めるときは、当該馬は決勝線に到達した馬とみなさないものとする。

2 裁決委員は、騎手が落馬し、又は裁決委員が当該馬について競走の継続が困難であると認めた馬があった場合には、直ちにその旨を発表しなければならない。

第59条に見出しとして「(到達順位等の発表)」を付する。

第72条第1項第2号中「から第57条まで」を「、第56条、第56条の2第2項、第57条」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市松ヶ枝福祉館条例施行規則（平成8年規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、



第1グループ活動室	時 分 ~ 時 分	を
第2グループ活動室	時 分 ~ 時 分	

グループ活動室	時 分 ~ 時 分	に
---------	-----------	---

改める。

様式第2号中

第1グループ活動室	時 分 ~ 時 分	を
第2グループ活動室	時 分 ~ 時 分	

グループ活動室	時 分 ~ 時 分	に
---------	-----------	---

改める。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第58号）の一部を次のように改める。

第4条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第4条の3第1号中「得た額」の次に「(当該額が次のアからウまでに掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該アからウまでに定める額を超える場合にあっては、当該アからウまでに定める額)」を加え、同号に次のように加える。

- ア 教育認定子ども 3,000円
- イ 満3歳以上保育認定子ども 6,000円
- ウ 満3歳未満保育認定子ども 9,000円

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条関係）

階層区分		保育料（月額）
		教育認定子ども （1人につき）
A階層	政令第4条第1項第5号（政令附則第12条において準用する場合を含む。）に掲げる者	0円
B階層	1 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この表及び別表第2において同じ。）（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下この表及び別表第2において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（A階層に該当する者を除く。）	1,000円

	2	支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（A階層及びB1階層に該当する者を除く。）	2,700円
C階層	1	市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者	5,500円
	2	市町村民税所得割合算額が48,600円以上55,700円未満である場合における支給認定保護者	7,700円
	3	市町村民税所得割合算額が55,700円以上59,200円未満である場合における支給認定保護者	9,800円
	4	市町村民税所得割合算額が59,200円以上77,101円未満である場合における支給認定保護者	12,600円
D階層		政令第4条第1項第2号（政令附則第12条において準用する場合を含む。）に掲げる者	18,300円
E階層		政令第4条第1項第1号（政令附則第12条において準用する場合を含む。）に掲げる者	22,900円

## 備考

- この表において「養育里親等」とは、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。
- この表において「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額（地方税法附則第5条の4第6項その他の政令第4条第1項第2号の規定により内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。
- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表B階層の項中「1,000円」とあるのは「0円」と、「2,700円」とあるのは「0円」とする。
- 月の途中において特定教育・保育を受け始めたことその他子ども・子育て支援法施行規則第58条各号に掲げる事由のあった場合の当該月の保育料は、この表の規定による保育料（月額）に、利用日数（20日を超える場合は、20日）を乗じた額を20で除して得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

別表第2中「(昭和25年法律第226号)」、「(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)」及び「(特別区を含む。以下同じ。)」を削り、同表の備考第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

## 附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第30号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第6条の4第1項に規定する里親(同条第2項に規定する養育里親を除く。)」を「省令第36条の41第1項の規定による養育里親」に、「里親認定申請書」を「養育里親等認定申請書」に、「第5号」を「第6号」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 省令第1条の34に規定する養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

第2条第3項中「省令第36条の41第2項の規定による専門里親」を「法第6条の4第3号に規定する里親」に、「前項の申請書」を「親族里親認定申請書(様式第1号の2)」に改め、「第1項各号」の次に「(第3号を除く。)」を加え、「のほか、同条第4項各号に掲げる書類」を削り、同項ただし書中「第1項第5号」を「同項第6号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第36条の41第1項」を「第36条の41第3項」に、「養育里親の」を「養子縁組里親の」に、「養育里親認定申請書(様式第1号の2)」を「第1項に規定する申請書」に、「前項各号」を「同項各号(第3号を除く。)」に、「同条第3項第3号」を「同条第6項第3号」に改め、同項ただし書中「前項第5号」を「第1項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第36条の41第2項の規定による専門里親の認定の申請は、前項に規定する申請書に、同項各号(第3号を除く。)に掲げる書類のほか、同条第5項各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、市長は、前項第6号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第2条の2の見出しを「(養育里親及び養子縁組里親の登録事項の変更等)」に改め、同条中「養育里親登録事項変更等届出書」を「養育里親等登録事項変更等届出書」に改める。

第2条の3中「第36条の46第1項」の次に「又は第3項」を加え、「養育里親更新申請書」を「養育里親等更新申請書」に、「同条第2項」を「それぞれ同条第2項に規定する養育里親更新研修又は同条第4項」に、「研修」を「養子縁組里親更新研修」に改める。

第6条の2の15中「第2項又は」を「第2項、」に改め、「による」の次に「法第27条第1項第3号の措置又は法第31条第2項から第4項までの規定による法第27条第1項第3号若しくは第2項の」を加える。

第6条の3中「又は第2項の」を「若しくは第2項の規定による」に、「ものを除く。)」の次に「又は法第31条第4項の規定による法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置(同条第3項の規定により採るもの及び法第31条第4項後段の規定により読み替えて適用する法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。)」を加える。

第6条の5中「第31条第2項及び第3項」を「第31条第2項から第4項まで」に改める。

第6条の8第1項中「法第33条第1項又は第2項の規定により児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第33条第1項又は第2項の規定により児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせたとき。
- (2) 法第33条第6項の規定により引き続き一時保護を行い、若しくは当該一時保護を行わせ、又は同条第7項の規定により引き続き一時保護を行い、若しくは委託して、当該一時保護を行わせたとき。
- (3) 法第33条第8項又は第9項の規定により保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせたとき。

第6条の8第2項中「法第33条第1項又は第2項の規定による」を「前項各号に規定する」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

第6条の12中「第33条の6第2項」の次に「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第1項第5号中「第31条第4項」を「第31条第5項」に改める。

別表第4の備考第1項及び第12項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

養育里親等認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(申請者本人が署名する場合は、  
押印を省略できます。)

養育里親等の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41の規定により、次のとおり申請します。

認定を受けようとする養育里親等の種類			養育里親・専門里親・養子縁組里親					
申請者 及びそ の同居 の家族	フリガナ 氏 名 個 人 番 号	生 年 月 日	年 齢	性 別	続 柄	職業(勤務先) 学 校 等	健康状態	
1 養育里親等になることを希望する理由								
2 養子縁組によって養親となることの希望の有無			有 ・ 無					
3 養子縁組を希望する場合は、該当するものを○で囲んでください。			ア 養子縁組できない児童の養育を行ってもよい。 イ 養子縁組できない児童の養育は行わない。					
4 1年以内の期間を定めて養育を希望する場合(養育里親又は専門里親の申請をする場合に限り)は、その期間								
5 過去に養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録されていた場合は、その都道府県名								
6 養育里親研修修了(予定)日								
7 専門里親研修修了(予定)日								
8 養子縁組里親研修修了(予定)日								
9 専門里親の申請をする場合は、該当するものを○で囲んでください。			ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育経験を有する。 イ 3年以上児童福祉事業に従事した。 ウ ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有する。					
添 付 書 類								

備考

- 1 添付書類は、返却できませんので、ご了承ください。
- 2 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないことを確認させていただきます。

様式第1号の2 (第2条関係)

親族里親認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(申請者本人が署名する場合は、  
押印を省略できます。)

児童福祉法第6条の4第3号に規定する里親になることを希望するので、次のとおり申請します。

申請者 及びそ の同居 の家族	フリガナ 氏 名 個 人 番 号	生 年 月 日	年 齢	性 別	続 柄	職業(勤務先) 学 校 等	健康状態
里親になることを希望する理由							
添 付 書 類							

備考

- 1 添付書類は、返却できませんので、ご了承ください。
- 2 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことがないことを確認させていただきます。

様式第1号の3中

「  
年 月 日  
 (宛先) 金沢市長  
 」

「  
年 月 日  
 (宛先) 金沢市長  
 養育里親等登録事項変更等届出書  
 」

「  
年 月 日  
 (宛先) 金沢市長  
 養育里親登録事項変更等届出書  
 養育里親としての登録事項に変更等があったので、児童福祉法施行規則第36条の43の規定により関係書類を添えて届け出ます。  
 」

「  
年 月 日  
 (宛先) 金沢市長  
 養育里親・養子縁組里親としての登録事項に変更等があったので、児童福祉法施行規則第36条の43の規定により関係書類を添えて届け出ます。  
 」

改める。

様式第1号の4中

「  
年月日  
を  
(宛先) 金沢市長  
」

「  
養育里親等更新申請書  
年月日  
に、  
(宛先) 金沢市長  
」

「  
養育里親更新申請書  
を  
養育里親の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46の規定により、次のとおり申請しま  
す。  
」

「  
養育里親等の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46の規定により、次のとおり申請し  
ます。  
」

「里親の種類」を「養育里親等の種類」に、「・専門里親」を「・専門里親・養子縁組里親」に改め、「養育を希望す  
る場合」の次に「(養育里親又は専門里親の申請をする場合に限りです。)」を加え、

「

5 専門里親更新研修修了(予定)日	
-------------------	--

を

「

5 専門里親更新研修修了(予定)日	
6 養子縁組里親更新研修修了(予定)日	

に

改める。

様式第6号及び様式第7号中「第27条の2第1項」の次に「・第31条第2項・第31条第3項・第31条第4項」を加

え、

児 童
保 護 者

を 

児 童 (延 長 者)
保 護 者 (延長者の監護者)

に、「児童と」を「児童(延長者)と」に改める。

様式第8号中

「  
年月日  
を  
(あて先) 金沢市長  
」

「  
措置同意書  
年月日  
に、  
(宛先) 金沢市長  
」

「  
措置同意書  
を  
児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項の規定による次の措置について同意します。  
」

「  
児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項・第31条第2項・第31条第3項・第31条第4項の規定による  
次の措置について同意します。  
」

「

児 童
-----

を 

児 童 (延 長 者)
----------------

に改める。

様式第11号及び様式第12号中「第27条の2第1項」の次に「・第31条第2項・第31条第3項・第31条第4項」を加

え、

児 童
保 護 者

 を 

児 童 (延 長 者)
保 護 者 (延長者の監護者)

 に、「児童と」を「児童(延長者)と」に改める。

様式第16号中「児童を」を「児童・保護延長者を」に、

児 童
保 護 者

 を 

児 童 (保護延長者)
保 護 者 (保護延長者の監護者)

に、「児童と」を「児童(保護延長者)と」に改める。

様式第17号中 

児 童
保 護 者

 を 

児 童 (保護延長者)
保 護 者 (保護延長者の監護者)

 に、「児童と」を「児童(保護延長者)

と」に改める。

様式第17号の2中

「年 月 日  
 (宛先) 金沢市長を  
 児童自立生活援助実施申込書」  
 「  
 児童自立生活援助実施申込書年 月 日 に  
 (宛先) 金沢市長」

改め、「第33条の6第2項」の次に「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



平成29年(2017年)3月31日 印刷  
平成29年(2017年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄